

平成18年度第2回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成18年10月4日（水）合同庁舎2号館低層棟共用会議室4															
委員	委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 櫻井 敬子（学習院大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事）															
抽出案件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事〔小計〕</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> </tr> </table>	工事〔小計〕	3件	一般競争	2件	公募型及び工事希望型指名競争	—	指名競争	—	随意契約	1件	コンサルタント業務	1件	合計	4件	(備考)
工事〔小計〕	3件															
一般競争	2件															
公募型及び工事希望型指名競争	—															
指名競争	—															
随意契約	1件															
コンサルタント業務	1件															
合計	4件															
	意見・質問	回答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p><b>1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</b></p> <p>(意見なし)</p> <p><b>2. 指名停止等の運用状況について</b></p> <p>○課徴金減免制度の適用を受けた場合は指名停止期間に影響するののか。</p> <p>○それは国土交通省の規定によるののか。</p> <p><b>3. 抽出案件の審議</b></p> <p><b>①中央合同庁舎第5号館内装改修(06)建築その他工事</b></p> <p>○未発注分のアスベスト除去工事は後で落札者に随意契約で発注するののか。</p> <p>○なぜ、未発注分も一緒に発注しなかったののか。</p> <p>○総合評価では落札者より点数が上回っていた企業が落札者となっていないが、総合評価の点数と総合順位とは連動していないののか。</p> <p>○1回目の入札の後に最低価格は入札者に伝えているとのことであるが、評価値は伝えているののか。</p> <p>○2回目の入札における落札者以外の2社の辞退を避けるために、評価値を伝えたほうがよかったのではないののか。</p> <p>○当該工事は政府調達協定適用工事であることを入札者は承知しているはずであるのに、1回目の入札で最終的に落札者となった企業の入札価格が大幅に低い結果となったのはなぜか。入札公告時の図面における当該工事の施工箇所の明示の仕方等で業者の入札価格の見積方法等が変わる可能性もあるのではないののか。</p>	<p>●影響する。課徴金減免制度の適用を受けた場合は、当該制度の適用が無かったと想定した場合の指名停止期間の2分の1の期間とすることとされている。</p> <p>●「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」が根拠となる。課徴金減免制度が適用された場合の運用については、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」の申合せを受け、平成18年2月17日に導入された。</p> <p>●随意契約にするか変更契約にするか、またはもう1つ別途発注手続を行うという選択肢もあり、その手続き方法に関しては今後検討していく。</p> <p>●当初の予算額の限度内では、今回アスベスト除去を行わない箇所を施工箇所を含めると予算が足りなくなると想定されたため、施工箇所からはずしていた。</p> <p>●総合評価方式は、基礎点+加算点を入札価格で割った数値の大小で順位を決めている。今回の場合は入札価格に相当の差があったが、入札価格がある程度接近していて技術点の差が大きい場合であれば、入札価格が高くても順位が逆転することがありえる。</p> <p>●伝えていない。</p> <p>●評価点そのものは、入札時点では通知していない。そのため入札時は評価値がわからない状態で競争者は入札を行っている。1回目の入札後最低入札価格を教えているのは、予定価格を下回らない限り落札できないため、最低価格でも落札できないということを明示するために教えている。</p> <p>●入札価格に差がでた要因としては、あくまでも推測であるが、1つめの要因はアスベスト除去工事が全般的に増加しているため、専門業者により見積価格に開きがあること、2つめの要因としては、仮設の組み方等による少しの単価差が規模効果に伴い金額が大きく開きがでたことが考えられる。</p>

○概算と実際の積算の差額の違いはどこにあるのか。

○十数年前からアスベスト問題はあったが、霞ヶ関官庁街のアスベスト対策における今後の見通しはどうなっているのか。

○処分場の現況はどうなっているのか。また、アスベスト除去技術は進歩しているのか。

○政府調達協定適用工事において、最近外国業者が参入した事例はあるのか。

○政府調達協定適用工事における外国企業への周知方法はどのようにしているのか。

○外国企業の参入が減った要因として何が考えられるか。

## ②特許庁総合庁舎改修(06)電気設備(通信)工事

○総合評価方式における評価項目は公示しているということなので、参加者側は評価基準に関しては承知しているということではないのか。

## ③外務本省改修(06)機械設備工事

○予定価格の決め方はどのようにするのか。

○見積りを採用するメーカーの選び方はどのようにしているのか。

○それは改修工事の既存機器等を改修する場合も同様であるのか。

○当該事業は機器等だけではなく、それを動かすプログラムの修正も含めて発注している。既存のプログラム更新にあたっての見積りはかなり難しいと思われるが、客観性をもった算定基準はあるのか。

○ソフトは独自性という点で見積もり価格が高くなりがちである。また、ソフトをアウトソーシングすると、委託先の業者しか管理することができなくなってしまうため、ソフト部分はアウトソーシングしないほうがいいのかという議論もある。

●仮設の経費の考え方に違いがあった。概算の際は多めに見積もっていた。

●霞ヶ関に限らず、官庁営繕部が所掌する地方の庁舎も含めてのアスベスト除去に関しては居室は全て除去しており、倉庫、設備室等の使用頻度が低い場所については国費の効率的な配分のため改修工事を行う際に一緒に除去していたが、昨年度の社会的問題を受けそのような場所も早急に除去すべく対策を行った。基本的にアスベスト飛散の可能性のある場所に関しては全て除去していると認識している。

●処分場の現況に関しては、決して余裕があるとは言えないが、現状では逼迫するところまでには至っていない。また、技術的な面においては、固化技術において技術開発が進んでいるところである。

●ここ1～2年の官庁営繕部発注の政府調達協定適用工事においては、そのような事例はない。

●英文を記載するのは公示のみである。外国企業においても契約手続き等は日本語で行うということが契約上明記されている。

●発注件数が減ってきていることと、工事内容が新築工事ではなく改修工事が主となっていることが要因として考えられる。

●その通りである。また、各評価項目における標準案の内容も明示している。

●機器に関しては、3～5社から見積もりをとる。

●機器毎の合計金額における最安値のメーカーの見積りを採用する。

●既存機器等の改修の場合は既存機器のメーカーより見積もりをとる。

●既存のプログラム等は当初のプログラムを作った会社にしかできないため、その業者に見積もり依頼する。

○ソフト部分の見積もり価格の上昇を抑えるためには、ある程度客観的な算定基準がないと難しいのではないかと思われる。

○随意契約の場合の入札方法はどうなっているのか。

○予定価格のうち、ソフトの占める割合は何割か。

○官庁営繕におけるCO<sub>2</sub>削減の目標値はあるのか。

○当該事業によるCO<sub>2</sub>削減目標値は何%か。

○霞ヶ関官庁におけるCO<sub>2</sub>削減の計画目標はあるのか。

#### ④修繕優先度判定及び保全業務共通仕様書等基準類に関する調査・検討資料作成業務

○今後随意契約見直しにより、当該業務は相手方が変わるのか。

○この財団法人はどのような団体であるのか。

○当該業務に関しては長年独占的に請け負ってきたのか。

○次回から随意契約ができなくなるというのは当該業務に限ってのことなのか。

○公募する場合は、見積もりの算定基準において客観性をもった基準があることが必要条件となると考える。

●競争入札の場合は入札回数は原則二回であり、予定価格が近い場合は三回行うことを事前通知した上行う。三回行った上で落札されなかった場合は再度入札をやり直す。随意契約の場合は、予定価格を下回るまで入札を行う。

●約35%である。

●政府の実行計画として、平成13年度比で平成18年度末までに7%の削減が目標として定められている。

●外務本省全体の年間発生CO<sub>2</sub>排出量のうち、大まかな値として約1.7%程度の削減を目標としている。

●削減量の目標値は先ほど申し上げたとおりである。削減方法としては、紙の使用量の削減、官用車の使用制限、空調エネルギーの削減、昼休みにおける消灯等、あらゆる事業活動を通じて削減することとされている。

●今年初めから公益法人との随意契約の見直しがなされ、今年6月に各省庁において「随意契約見直し計画」がまとめられた。それによると、今年10月から随意契約によるものが真にやむをえないものを除き、原則一般競争入札等に移行することとなった。当該業務は、10月までに契約手続きを完了する緊急性・必要性があったため従来どおり随意契約を行ったが、次回より公募等を行って公益法人以外にも門戸を開くつもりである。

●国土交通省所管法人である。官公庁の保全関係の業務を請け負うほか、この財団独自で様々な研究・出版等を行っている。

●その通りである。

●公益法人との随意契約においては、原則一般競争入札等に移行しなければならないので、この業務に限ってのことではない。真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するため、公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的導入を図ることとなっている。

○公益法人の委託研究の業務は一般的に内容に疑問があるものもあり、そもそも外注する必然性があるか考える必要がある。また、その業務が重要な仕事であるとするれば、役所の一つのセクションとして動いてきたという面があり別のやり方があるのか考える必要もある。公募手続きの導入は、公益法人以外の企業への参加の可能性を広がるという点ではよいのではないか。

○公益法人との随意契約に関しては、以前から当委員会においても議論が行われており、政府としての方針が出る前に当委員会でも方針が示されている。

○競争入札の導入の促進は逆に粗悪な建築物等をつくる危険性もあり、安易な競争は問題である。

**(再苦情処理について)**

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。